

協議 第4号

規約の一部変更について

平成16年4月16日第1回合併協議会において決定した、風連町・名寄市合併協議会規約の一部を次のとおり改正するものとする。

提案理由:合併協議会事務所移転にともなう。

平成17年6月2日

風連町・名寄市合併協議会  
会長 島 多 慶 志

提 案 事 項	風連町・名寄市合併協議会規約第4条(事務所の位置)について 「協議会の事務所は、名寄市西13条南4丁目2番地1に置く。」 を 「協議会の事務所は、名寄市大通北1丁目1番地に置く。」 に改める。 附 則 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
------------------	---

平成 年 月 日 確認

風連町・名寄市合併協議会